

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (署名印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モンゴ ル	人材育成奨学計画（三年型）の ための贈与に関する日本国政府 とモンゴル国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画（三年型）を 実施するために必要な 役務の購入	231,000千円 H33.12.31まで	H28.6.21 ウランバ ートルで (同日)	日本側 清水武則在モンゴ ル大使 モンゴル側 ルンデグ・ブ レブスレン外務大臣	H28.7.11 280号
モンゴ ル	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とモンゴル 国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するた めに必要な役務の購入	324,000千円 H34.12.31まで	H28.6.21 ウランバ ートルで (同日)	日本側 清水武則在モンゴ ル大使 モンゴル側 ルンデグ・ブ レブスレン外務大臣	H28.7.11 281号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。